二　前号に掲げる場合以外の場合　次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ　一級障害児を養育する者に支給する場合　百五十二万四千円

ロ　二級障害児を養育する者に支給する場合　百二十二万四百円

第十二条第三項中「収容されて」を「入所又は入院をして」に、「、前項」を「、同項」に改める。

第十三条第二項各号を次のように改める。

一　第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合　次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ　別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「一級障害者」という。）に支給する場合　三百七十九万三千二百円

ロ　別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「二級障害者」という。）に支給する場合　三百三万三千六百円

ハ　別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者（次号ハにおいて「三級障害者」という。）に支給する場合　二百二十七万六千四百円

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ　一級障害者に支給する場合　四百八十七万六千八百円

ロ　二級障害者に支給する場合　三百九十万千二百円

ハ　三級障害者に支給する場合　二百九十二万六千八百円

第十三条第三項中「収容されて」を「入所又は入院をして」に、「、前項」を「、同項」に改め、同条第五項中「、福祉手当」を「の額若しくは福祉手当」に改める。

第十七条第二項中「前項に規定する順序による」を「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に支給する場合　次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ　第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ　イに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる場合以外の場合　前項に規定する順序

第十七条第五項中「前項の額」を「第四項の額（前項の規定に該当する場合には、同項の規定により算定した額）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一　第二項第一号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ　第二項第一号イに掲げる者に支給する場合　三千三百二十万円

ロ　第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合　二千四百九十万五千円

二　第二項第二号に掲げる場合　四千二百七十万円

第三十一条第一項中「から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十二条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一　法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用（法第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額

二　法第二十一条第二項の規定により市町村が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第三十二条第一項第一号中「から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額」を削る。

第三十四条第一項中「、第六条の二及び」を「及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「ある者」を「ある十八歳未満の者（第四項において「一級障害児」という。）」に、「八十四万七千二百円」を「百十八万五千六百円」に改め、同項第二号中「ある者」を「ある十八歳未満の者（第四項において「二級障害児」という。）」に、「六十七万八千円」を「九十四万九千二百円」に改め、同条に次の三項を加える。

3　前項の規定による障害児養育年金の額は、別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4　前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5　障害児について、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

第五条第二項第一号中「ある者」を「ある十八歳以上の者（以下この条において「一級障害者」という。）」に、「二百七十万九千六百円」を「三百七十九万三千二百円」に改め、同項第二号中「ある者」を「ある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。）」に、「二百十六万七千二百円」を「三百三万三千六百円」に改め、同条に次の三項を加える。

3　前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4　前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。